# 情報通信審議会 電気通信事業政策部会 (第22回) 議事録

### 1 日 時

平成24年7月24日(火) 14時00分~14時40分

於:総務省第1特別会議室(8階)

#### 2 出席者

#### (1)委員(敬称略)

山内 弘隆(部会長)、相田 仁(部会長代理)、井手 秀樹、 斎藤 聖美、新町 敏行、高橋 伸子

(以上6名)

# (2) 専門委員(敬称略)

東海 幹夫

(以上1名)

#### (3) 総務省

桜井 俊(総合通信基盤局長)、安藤 友裕(電気通信事業部長)、

安藤 英作(総合通信基盤局総務課長)、古市 裕久(事業政策課長)、

木村 公彦 (事業政策課調査官)、二宮 清治 (料金サービス課長)、

大村 真一(料金サービス課企画官)

# (4) 事務局

藤江 研一 (情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長)

#### 4 議 題

長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方【平成24年4月17日付け 諮問第1217号】

# 開会

○山内部会長 それでは、定刻でございますので、ただいまから、第22回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日は、委員及び臨時委員7名中5名が出席しておりますので、定足数を満たしております。

なお、審議事項の説明のため、東海専門委員にご出席をいただいております。よろし くお願いいたします。

また、本日の会議は公開で行います。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。本日の議題は1件でございます。

# 議題

長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方【平成24年4月17日付け 諮問第1217号】

○山内部会長 それでは、諮問第1217号、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」について審議いたします。

本件は、本年4月17日開催の当部会におきまして、総務大臣から諮問を受けまして、接続政策委員会において調査・検討を進めていただいておりました。

本日は、委員会での検討結果について、接続政策委員会の主査でいらっしゃいます 東海専門委員からまずご報告をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいた します。

○東海専門委員 それでは、長期増分費用方針に基づく接続料の平成25年度以降の在り方につきまして、接続政策委員会における調査・検討の結果をご報告させていただきます。お手元の資料は、22-1でございます。先ほど部会長からお話がございましたように、本件は、4月17日に開催されました当部会にて、接続政策委員会において調査・検討しろということでございました。接続政策委員会では、計6回開催い

たしまして、議論を積み重ねたところでございます。

具体的には、まず、4月26日に自由討議を行いましたが、その後、5月18日に当部会との合同ヒアリングを開催いたしまして、事業者の方々からのご意見をちょうだいいたしました。これらを参考にいたしまして、5月29日、6月12日と2回にわたりまして、論点整理をさせていただきました。その後、6月29日には、報告書の骨子案の検討に入りまして、最後に、今月10日に報告書案について調査・検討したところでございます。

こうした接続政策委員会でのかなり精力的な調査・検討を経まして、本日お手元に 配付しております資料 22-1 のとおり、委員会としての報告書を取りまとめたとこ ろでございます。

報告書の概要でございますけれども、表紙をおめくりいただきますと、目次が左側にございます。簡単に概要をお話しさせていただきますと、第1章は、「はじめに」といたしまして、これまでの経緯や電気通信市場の環境変化などについてまとめてございます。これらが我々の議論の前提となったと考えております。

それから、第2章では、まさに本論でございますが、平成25年度以降の接続料算 定方針について、引き続き長期増分費用方式、いわゆるLRIC方式を採用すべきか どうかということを検討したところでございますが、原価の算定には、この改良モデ ルを適用することが適当であるということをまとめております。

ただし、今回ご案内のとおり、PSTNからIP網への移行の進展を踏まえた対応 といたしまして、改良モデルを接続料原価の算定に適用する際に、平成25年度の接 続料算定から、適正な補正措置、これは償却済み資産の比率に関係する問題でござい ます。後ほど詳細を事務局からご説明申し上げますけれども、そういった補正措置を 導入することが適当といたしまして、これに加えて、今回の検討結果は、次期のモデ ルの見直しについてもしっかりと認識しながらの検討をするということを意識いたし まして、それらについても整理しているところでございます。

また、第3章では、いわゆる個別の問題であるところのNTSコストの扱い、第4章は、接続料算定に用いる入力値の扱い、第5章は、東西均一接続料の扱いといたしまして、それぞれ接続政策委員会としての考え方を整理しているところでございます。

そして、第6章では、改良モデルを用いた算定方式の適用期間をいかにすべきかということで、基本的には、このたび平成25年度以降ということでございましたが、

平成25、26、27年度と3年間の適用期間とすることが適切という考え方をまとめてございます。

最後に、第7章で、「おわりに」といたしまして、それまでの議論の経緯及び今後の 方向性等について簡潔に整理したといったところでございます。

以上が、接続政策委員会において取りまとめた報告書の概要でございます。報告書の詳細につきましては、事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○山内部会長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、詳細につきまして事務所からご説明願いたいと思います。 よろしくお願いいたします。

○大村料金サービス課企画官 まず、資料22-1の1ページをご覧ください。第1章 「はじめに」、1番は、接続制度の創設以降、これまでの関係制度の経緯をまとめたも のでございます。経緯ですので、説明は省略させていただきます。

8ページをご覧ください。2番は、電気通信市場における環境変化です。こちらでは、(1)、PSTNに係る通信量の動向として、9ページの図表にありますように、加入電話に係る通信量の減少傾向が継続していること、また11ページ、(2)、電話サービスの動向として、図表にございますように、加入電話の契約数の減少傾向が継続していること、また12ページ、(3)、ブロードバンドサービスの拡大の状況、さらに (4)、PSTNから I P網への移行に関する動向として、NTT東西による概括的展望の発表や、13ページ、情報通信におけるご検討の状況、また、14ページ、

(5)、接続料算定の在り方を巡る最近の動きとして、長期増分費用モデル研究会で本年3月に報告書が取りまとめられ、現行の第五次モデルの改修が提言されていることなどについてまとめているところです。これらの状況認識を踏まえまして、第2章以下での検討、取りまとめが行われたものです。

具体的な内容は第2章以下でご説明させていただきます。こちらは、主たるところに下線を引いておりますので、下線部を中心にご説明させていただきます。

まず、16ページをご覧ください。第2章、平成25年度以降の接続料算定方式についてです。2番、現行の接続料算定方式の評価について、17ページの考え方をご覧ください。

現行の長期増分費用方式は、客観的なモデルに基づきコスト算定を行う方式であり、接続料算定における透明性や公正性の確保に大きく貢献していること、また、現時点

ではこれに代わり得る適切な方式は見当たらないこと、さらにヒアリングにおいても、 引き続きその維持を望む意見が多いことから、平成25年度以降の加入者交換機能や 中継交換機能などに係る接続料の算定方式として、引き続き長期増分費用方式を用い ることが適当であるとしているところです。

次に、3番として、長期増分費用モデル研究会で提言されました改良モデルの評価です。改良モデルの改修点を、17ページの(1)でまとめています。

まず1点目、アの回線数の減少に適切に対応したネットワーク構成の見直しとして、 局設置FRTの導入があります。2点目として、18ページ、イの東日本大震災を踏 まえたネットワークの信頼性の確保として、3つの事項を改修することを提言してい ます。

1つ目が、中継伝送路の予備ルートの追加、2つ目が、RT局の停電時の電力供給源としての可搬型発動発電機の追加、3つ目が、局舎の投資コストへの災害対策コストの追加でございます。

この改良モデルを用いてネットワークコストを試算した結果が、(2)の試算結果でございます。図表9のコスト変化率のところにありますとおり、ネットワークコストとしては、0.8%の減少となっているところです。

改良モデルについての考え方が、20ページです。改良モデルは回線数の減少に対して、より適切に対応したネットワーク構成となるよう見直しを行うとともに、東日本大震災を踏まえたネットワークの信頼性確保の観点から必要と考えられる対応をモデルに盛り込むなど、最新の実態への適応性等の観点から、改修が行われたものであること、また、その改修は、関係事業者からの改修提案に基づき、研究会において専門家が十分な時間をかけて検討を行った上でなされたものであること、改良モデルにおける改修点は適切であると認められることから、平成25年度以降の長期増分費用方式に基づく接続料算定において、その原価の算定には改良モデルを適用することが適当であるとしています。その上で、後述するとおり、PSTNからIP網への移行の進展を踏まえた適切な措置を導入する必要があるとしております。

このPSTNからIP網への移行の進展を踏まえた対応について検討したのが、2 1ページの4番です。こちらでは、今回改良モデルの適用に際して、平成25年度以 降の接続料算定から先行的に措置する事項と、次期モデルに関する見直しの中で、幅 広い観点から本格的な検討が必要となる事項とが考えられるとして、この2つに分け て検討を行っていただいています。

まず、22ページで、(1) 改良モデルの適用に当たって措置すべき事項についてまとめております。こちらでは、23ページの図表10、11にありますように、前回の平成22年の答申で初めて比較を行ったLRIC費用と実際費用の比較について、今回最新のデータに基づいて、さらに詳細な分析を行ったところです。

その結果として、24ページですが、平成22年度においては、減価償却費と自己 資本費用等の算定のもととなる正味固定資産価額において、LRIC費用が実際費用 を上回っているということがわかりました。

これは、次の段落にありますように、実際費用では、PSTNに係るサービスの終了を見据え、関係設備についての設備投資が減少することで、法定耐用年数を経過した設備の割合、償却済み比率が相対的に高くなっている一方で、LRIC費用では、最新の需要に応じた設備を新たに構築した場合の取得価額を算定し、経済的耐用年数で平準化することで、年間コストを算定しており、関係設備についての設備投資が減少するという考え方は採用されていないことによるものです。その結果として、現行の長期増分費用方式の考え方では、今後PSTNのIP網への移行の進展による影響が、コスト算定に適切に反映されない可能性も想定されるとしております。

このため、今回平成25年度以降の接続料原価の算定に改良モデルを適用するに際して、PSTNからIP網への移行による影響について一定程度考慮し、実際のネットワークと長期増分費用モデルで想定されるネットワークで、償却済み比率に差があることに着目して適切な補正比率を設定し、当該補正比率を長期増分費用モデルにより算定された減価償却費、正味固定資産価額に乗ずることで補正することが適当であるとしているところです。

その具体的な補正方法については、25ページの②でまとめております。かなり 色々なことをまとめておりますが、主なところとしまして、25ページの一番下で、 補正の対象設備として、網構成において根幹的な役割を担っており、IP網への移行 が完了した際には使用されないと考えられる交換機関関連設備とすることが適当とし ているところです。

また、26ページでは、今回の補正を行うことによる費用への影響が大きいことから、円滑な導入を図る必要があるため、この補正については、3年間で段階的に行うこととすることが適当としているところでございます。

補正による試算結果は、26ページの一番下のウにあるとおりです。

次のページの図表13は、GC接続料についてまとめているところです。平成27年度接続料で補正をすると、試算結果としては、5.4円から5.9円になることになっております。

続きまして、(2) 次期モデル見直しに向けて検討すべき事項をまとめております。 こちらは、イの考え方にありますように、次期モデルの検討に際しては、現時点に比べて、PSTNから I P網への移行が進展していることが想定されるということで、 検討が必要な事項として、3点の事項を挙げてまとめております。

まず、1点目が、28ページの①、スコーチド・ノード仮定などの前提条件の見直しです。これは、スコーチド・ノード仮定など、長期増分費用モデルが前提としている考え方の中には、継続的な需要の減少やIP網への移行の影響などによって、見直しの可能性が考えられるものも存在するため、PSTNからIP網への本格的な移行をにらみ、断続的、かつ大幅な需要の減少局面における長期増分費用モデルの適切な対応の在り方について、本格的な見直しを前提とした検討を行っていくことが適当であるとしているところです。

2点目が、IP-LRICモデルの検討です。IP-LRICモデルについてですが、引き続き諸外国における動向や、IP網に関する技術動向などを注視しつつ、実際のネットワークにおける具体的なIP網への移行計画や移行状況などを適切に把握した上で、今後十分な期間を設け、詳細な検討を行う必要があるとしているところです。

3点目が、NGN接続料との関係です。これにつきましては、将来的には、PSTNに係る接続料算定の在り方について検討を行うに当たり、PSTNからIP網への移行に与える影響や、接続料の適正性を引き続き確保する観点から、PSTNに係る接続料とNGNに係る接続料との関係について改めて整理し、必要な検討を行っていくことが適当と考えられるとしているものです。

以上が第2章です。

30ページをご覧ください。第3章、NTSコストの扱いです。まず33ページを ご覧ください。(6)で現状をまとめております。図表14にございますとおり、これ までのNTSコストの段階的付替えの結果として、平成23年度以降は、き線点RT -GC間伝送路コストについては、接続料原価に100%算入、それ以外のNTSコ ストについては、100%控除するということになっておりまして、このNTSコストについての平成25年度以降の扱いについて、検討したものです。

これにつきまして、考え方をまとめたのが、34ページからです。35ページのウをご覧ください。まず、基本的な考え方として、き線点RT-GC間伝送路コストは通信量に依存せず、加入者回線の増減に応じて、コストが増減するNTSコストであることから、基本料の費用範囲の中で回収することが原則であり、この考え方は従来から変わりはないとしております。

しかし、イの冒頭に書いてありますように、ユニバーサルサービス制度の運用において、負担事業者の大宗が、現在もユニバーサルサービス料としてその負担を電気通信番号ベースで利用者に転嫁している状況にありましたので、そのような状況を前提として、利用者負担を軽減する観点から、ユニバーサルサービス制度の補塡対象額の算定方法の見直しが行われることに伴い、き線点RT-GC間伝送路コストの接続料原価へのつけかえが開始されたものであって、その後、ユニバーサルサービス制度における補塡対象額の算定方法は見直されていないという状況にあります。仮に、き線点RT-GC間伝送路コストを基本料の費用範囲で回収することとしますと、利用者負担が増大することが見込まれるという状況にあります。

したがいまして、以上のことから、平成25年度以降のき線点RG-GC間伝送路コストの扱いについて、利用者負担の軽減の観点から、あくまでも当分の間の措置として、引き続き接続料の原価にその100%を算入することもやむを得ないと考えられるとしております。

ただし、この扱いは、利用者負担の抑制を図る観点から、ユニバーサルサービス制度の補塡対象額の算定方法を当分の間変更することに起因するものであって、今後ユニバーサルサービス制度の見直しに関する検討を進める際には、接続料水準や利用者負担に及ぼす影響などに十分配意しつつ、き線点RT-GC間伝送路コストの扱いを含め、補塡対象額の算定方法についても検討を行うことが適当であるとしているところです。

続きまして、36ページの第4章、接続料算定に用いる入力値の扱いです。40ページをご覧ください。1の(6)現状にありますように、現在接続料算定に用いる通信量については、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用するとともに、通信量以外の入力値については、必要に応じて、総務省において毎年度の接続

料算定時に見直すこととされているところです。

2で、この入力値の扱いについて、通信量と通信量以外の入力値に分けて考え方を整理しております。まず、41ページ、アが通信量の扱いです。まず、通信量の扱いとして、①として、接続料算定に用いる予測通信量ですが、こちらでは、基本的な考え方として、接続料算定に用いる通信量は、予測精度の観点から、信頼性のあるデータであることを前提とした上で、可能な限り適用年度に近いデータを採用することが適当であるとした上で、前年度通信量を採用、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用、当年度通信量を採用という3つの考え方について、予測通信量と実績通信量の乖離幅、予測通信量と当年度通信量の乖離幅を比較しました。

その結果が、次のページの図表17です。これにつきましては、一番下にありますように、平成22年度答申、前回の答申から状況に大きな変化は見られないということで、現時点では、現行の予測方法を変更する必要は特段ないものと考えられるとし、結論として、平成25年度以降の接続料算定に用いる通信量としては、引き続き前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものを採用することが適当としております。

通信量の2番目として、予測通信量に関する今後の検討課題です。これにつきましては、直近5年の予測を行ったところ、図表18のとおりになりました。結果として、直近3年の予測通信量と比べて、各予測方法による予測精度の差異が小さくなっている傾向が見られ、また当年度通信量との乖離幅も縮小している傾向が見られるということで、今後、次期接続料算定期間における予測通信量の扱いについて見直しを行う際には、PSTNに係る通信量の動向なども踏まえつつ、適切な予測方法の在り方について、改めて必要な検討を行うことが適当と考えられるとしているところです。

通信量の3番目として、44ページの③、前年度下期と当年度上期を通年化した通信量の予測期間です。この通信量の予測に当たりましては、現在、前年度10月から1月末までの4カ月分について実績の通信量を使用し、2月以降当年度9月末までの8カ月分について予測するという8カ月先予測が用いられているところですが、今回前年度10月から12月末までの3カ月分について実績通信量を使用した9カ月先予測について、予測精度の観点から検討を行ったものです。

その結果が、図表19です。45ページにありますように、両者で差異はほとんど 認められなかったということで、現行の8カ月先予測にかえて、9カ月先予測を用い ることとした場合であっても、予測精度の観点からは、同等程度の信頼性が確保でき るものと認められるとしています。

したがいまして、平成25年度以降の接続料算定における通信量の予測に当たり、 9カ月先予測を用いることとしても問題はないと考えられるとしているところです。

イが、通信量以外のその他の入力値の扱いです。通信量以外の入力値については、 引き続き事業者の経営上の機密への配慮と、透明性・公開性の確保の双方に十分配意 しつつ、必要に応じて、総務省において毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り 最新のデータを用いることとすることが適当であるとしているところです。

46ページが第5章、東西均一接続料の扱いです。50ページをご覧ください。これまでの答申において、繰り返し指摘してきたとおり、本来的には東西別に接続料を設定することが適当であるとした上で、改良モデルを用いて試算した結果として、NTT東西間の接続料格差は、GC接続、IC接続ともに依然として20%以上に達していること、また、その他の状況にも大きな変化があるとは認められないことから、東西別接続料を設定することが適当と考えられる程度の環境変化が認められないため、平成25年度以降の接続料算定においても、これまでと同様、東西均一接続料を採用することが適当であるとしています。

他方、NGN接続料においては、東西別接続料が設定されていることから、将来的には、PSTNに係る接続料についても、改めて東西別接続料の設定に関する検討が必要となると考えられます。

今後PSTNによる加入者サービスに比して、IP電話サービスの利用がある程度 拡大した段階においては、社会的コンセンサスに十分に配意しながら、東西別接続料 の設定の要否について、改めて検討を行う必要があるとしているところです。

51ページが、第6章、改良モデルを用いた算定方式の適用期間です。52ページをご覧ください。次期モデルの検討に際しては、IP網への移行の進展を踏まえた本格的な見直しについても検討が必要であること、また、長期増分費用モデルを本格的に見直すためには、IP網への移行の進展等の今後の環境変化を適切に見極めつつ、十分な検討期間が必要となるものと考えられること、また、算定方式の頻繁な変更は、必ずしも好ましくないことを挙げております。

なお、現行の第五次モデルについては、NTT東西から概括的展望が発表される予定であったことなどを踏まえて、算定方式の適用期間を2年間とすることとされていたものですが、今回の改良モデルの適用に当たっては、その概括的展望の公表等を受

けて、PSTNからIP網への移行の進展を考慮した補正を導入するなど、IP網への移行に係る今後の環境変化を一定程度反映する措置を盛り込むことから、平成22 年度答申の時点と同様の状況であるとまでは言えないということです。

以上を踏まえ、改良モデルを用いた算定方式の適用期間は、平成25年度から平成27年度までの3年間とすることが適当であるとしております。ただし、適用期間内に算定方式の前提としている事項が大きく変化することが明確になった場合には、今後の環境変化に引き続き適切に対応した接続料算定となるよう、速やかな見直しに向けた検討を行うことが適当であるとしているところです。

第7章は、「おわりに」です。こちらでは、以上の検討のまとめと、今後の検討に向けた整理がされており、今回、長期増分費用方式における接続料原価の算定に改良モデルを適用することに加え、IP網への移行を見据えた償却済み比率の上昇を適切に反映するための補正措置を導入することとしております。

また、次期モデルの検討に際しては、IP網への移行の進展を踏まえた本格的な見直しについても検討が必要であること、長期増分費用モデルを本格的に見直すためには、十分な検討期間が必要となるものと考えられることから、次期モデルに関する検討を早期に開始する必要があるとしております。

最後に、今後接続料の適正性を引き続き確保する観点から、将来の環境変化に適切に対応した接続料算定の在り方について、適時に検討を行っていくことにより、引き続き利用者利便の確保や、適切な競争環境の維持・促進等を図っていくことが適当であるとしているものです。 以上でございます。

#### ○山内部会長 どうもありがとうございました。

それでは、説明をいただきました長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度 以降の算定の在り方について、ご審議を願いたいと思います。ご意見、ご質問等がご ざいましたら、発言願います。いかがでございますか。ご意見、ご質問等ございませ んでしょうか。お願いいたします。

○井手委員 それでは、2つ質問をさせていただきたいと思います。1つは、16ページの最後のところ、下から4行目ぐらいにありますけれども、東日本大震災を踏まえて、安心・安全の設備提供を実現するためにと書いていますけれども、改良モデルによって、こういったコストは確実に回収できる仕組みになっていると理解していいのかというのが1点目の質問です。

それから、2点目の質問ですけれども、入力値の扱いについて、41ページの考え 方のところで、NTT東西からヒアリングのときに、適用年度の乖離幅が最も小さい 方式を用いるべきだという指摘があったのですけれども、42ページの図表17で、 最も乖離が小さいというのは、この表でどのように理解したらいいのか、もう一回説 明していただければ、大変ありがたいです。以上、2点だけです。

- ○山内部会長 それでは、これは事務局からお答えいただけますか。
- ○大村料金サービス課企画官 まず、第1点目です。東日本大震災を踏まえた対応ですが、改良モデルにおきまして、18ページにあるとおり、今回長期増分費用モデル研究会で、関係事業者からの提案をいただきまして、それを踏まえて検討した結果、改良モデルにおきまして、3点の改修を行っております。

中継伝送路の予備ルートの追加については、今はループ構成による二重化を実施することになっているのですが、二重化に加えて、さらに重要性、拠点性の高い局について新たに予備ルートを構築するというものです。

また、RT局の停電時の電力供給源として可搬型発動発電機を追加することについては、現在非常用電源装置として蓄電池のみを設置しているところ、今回の震災でも、停電が発生したときに、蓄電池を使い切ってしまった局がかなりあったので、さらに可搬型の発動発電機を追加するというものです。

3番目の局舎の投資コストへの災害対策コストの追加につきましても、現在の局舎について水防対策等の改修をすることが実態としてあるため、それらのコストについて追加したものです。これは長期増分費用モデル研究会の検討の際に、NTT東西で改修等計画が立っているものをもとに精査をしていただき、その上で必要なものを反映したものでございまして、ご質問の、確実に回収できるかどうかという観点からしますと、100%確実かどうかということはありますが、実態を踏まえた対応について、費用を見ていくということにはなっているのではないかと思っております。

2点目の41ページの通信量の扱いですが、42ページの表にあるとおり、前年度、前年度下期プラス当年度上期、当年度という3つの考え方について予測を行った上で、乖離幅を比較するときに、この表にございますように、予測値と実績値、前年度予測値であれば、前年度の実績値との乖離幅を比較するとともに、乖離幅の2番目として、適用される当年度の通信量との乖離幅の比較も行ったものです。

したがいまして、当年度の予測をした右端の3番の当年度予測値につきましては、

予測値と実績値の乖離幅と、当年度通信量との乖離幅というのは同じものになるとい うことで、同上となっています。

検討の考え方としまして、予測ですので当然なのですが、予測値と実績値の乖離幅 は、先のことを予測するほど大きくなってしまうということになります。

一方で、当年度通信量との乖離幅は、最近通信量の減少傾向が続いていますので、 当年度を予測したもののほうが、乖離幅は小さくなってきます。

そのような、予測通信量と実績通信量の乖離を試算した結果をもとにしまして、基本的な考え方として、41ページの最初のところにありますように、接続料算定に用いる通信量として、予測精度の観点から、信頼性のあるデータであることを前提とした上で、可能な限り適用年度に近いデータを採用することが適当ということで、この3つの方式の真ん中の方式、現在用いている前年度下期プラス当年度上期が適切であるという判断をしたものですが、予測精度について、乖離幅が減少している傾向も見られるということで、43ページ、②の検討で、今後の検討課題として、次期の接続料算定期間における予測通信量の扱いについて見直しを行う際には、本件についても改めて必要な検討を行うことが適当ということを、今回の検討では特に項目を立ててまとめていただいたということです。

- ○井手委員 今の最後の点は、3番目の当年度予測値を採用すべきだというのが、NT T東西の主張だったと理解してよろしいのですよね。
- ○大村料金サービス課企画官 そのとおりでございます。
- ○東海専門委員 今の2つのご質問に対するコメントをさせていただいてよろしゅうご ざいますか。長期増分費用方式に対するNTTの理解といいましょうか、これまでの ご主張というのは、基本的に長期増分費用方式に基づいてやっているのでは、自らが 投資した実際の金額、もしくは実際に運用してかかったコストを回収し切れないとい う考え方に基づいておられます。

先ほど16ページのご指摘にございましたような東日本大震災についても、ここでのご主張は、NTTのご主張でありまして、これは自らがそこで設置したさまざまな手当てについてのヒストリカルコストをしっかりと回収できるようにしていただきたいというご主張をされたということでございます。

この点について、基本線としてそういう考え方があるということを踏まえていただ きたいと思うのですが、長期増分費用方式のもとでは、基本的には、効率性をしっか りと追求した形での仕組みを構築するという仮定をするわけでございます。したがって、東日本大震災という大変な事態についても、そこで具体的にヒストリカルコストとして発生したものをその材料としながらも、基本的には特定の項目について、3つ書いてございますけれども、これらについては、事業者間のワーキンググループの議論の中で、しっかりとした形で、LRIC方式の中に取り込むということをさせていただいているということです。したがって、その点については、そういう対応に対しては、LRICの理屈を崩さない形での措置をするという形をとっているという意味であって、これで回収できるのかという話と少し意味が違っているということでございます。

また、2番目もそれに少し近いところがございまして、NTTは、基本的にはヒストリカルコストを回収したいということですから、例えば、当該年度の分については、当該年度に発生したコストを算定して、実際費用が発生して、回収したいという考え方ですから、これをやるためには、必ず後から現実が分かってくるわけです。つまり、例えば、今年の分というのは、来年にならなければ、現実のヒストリカルコストというのは決まらないわけです。常に戻って乖離額を調整していくという形をとらないと、この形はとり切れないわけです。したがって、LRIC方式という考え方のもとでは、その方法というのは採用し切れない。そうなると、少し期間がずれて、予測期間を持たなければならないわけです。NTTにとっては、これが現実の実際と少し異なってきて、乖離が出てくるのではないかというご主張から、より近い方をというお考えを持たれるわけです。

しかしながら、現実にはどこかで妥協してというか、LRIC方式の考え方の中での期間算定を、予測期間を含んだものとして設定するというところを議論していかなければならないという意味で、ここに書かれた形になっているという意味でございます。

- ○井手委員 今の東海専門委員の説明について、19ページの試算結果で、現行モデルだと、ネットワークコストは3,225億円だけれども、改良モデルではそういった信頼性を確保するために必要とされる対応について色々検討した結果、3,198億円になる。これはどういうふうに理解したらよろしいのですか。。
- ○東海専門委員 細かいところは事務局にお願いしたいと思うのですが、基本的には、 これまでのLRICの考え方は、当然のことながら、分子にLRICのコストを置き

まして、分母にはトラヒック量を置くわけですから、分母のほうの削減努力というの をずっと続けてきているわけです。

ですから、今回の問題については、確かに震災の部分については、プラス要因になってきているわけですけれども、それ以外のコスト削減要因を算定して、この中で改良モデルにより試算しておりますので、この試算結果というのは、東日本大震災のことだけを取り上げて、結果を出したわけではなく、全体を改良モデルとして計算したら、さらに下がった形で結果が出たという意味です。

- <mark>○山内部会長</mark> それでは、そのほかに、斎藤委員、どうぞ。
- ○斎藤委員 何カ所かあって、ちょっと気になりました。例えば、最後の53ページの下から3段落目、IP網への移行の進展を踏まえて、本格的な見直しが必要であるということはよくわかります。そして、検討期間が必要だから、次期モデルに関しては早期に改修しましょう、これも主張としてはわかるのですが、両方を合わせると、自己矛盾があるような気がするのです。

I P網への移行というのは、確かに着実に進展しておりますけれども、それを十分 見きわめないうちに、早期に検討を始めると、間違った検討をすることになるおそれ もあると思うんです。このあたりの兼ね合いというのは非常に難しいと思うのですが、 それを2つ一緒に書いてしまっていいのかなという疑問がございました、同じような 部分が何カ所かあったような気がいたしますが。

○東海専門委員 基本的に今回の、平成25年度以降の接続料算定の在り方についての 検討については、この何年間か、検討を始めるときには、2年とも、3年とも、4年 とも決めていなかったわけですが、当然のことながら、トラヒックの減少という事態 に対して、どう対応すべきかということが大きな課題であったわけでございます。

しかしながら、これまで十何年やってきたLRICモデルの成果というものに対しての評価は非常に高くて、事業者の方々も、これを何か別なものに取り替える、例えば、IP-LRICといった、PSTN-LRICではなくて、IP網を想定してしまうというやり方も、モデルで検討はしたわけですけれども、それについては時期尚早ということで、現状のLRICの土台を崩すほどの形にはなり切れなかったということで、先にIP網があることは、事業者の方も我々も理解しているんだけれども、LRICを継続していこうということについては、これからパブリックコメントをやると思いますけれども、事業者の方々もおそらく同じ見解だろうと思っているわけで

す。

そのときに、では、2年、3年とどこかで区切った形だけでよいかというと、今、 斎藤委員がご指摘のとおり、そうではない。仮に3年にしたわけですけれども、3年間といいますと、2015年でしょうか。そうしますと、2016年以降からもう2020年から始まる本格的マイグレーションが、NTTがもう宣言しているわけですから、始まるわけです。そのことがもう間近に迫る時期というのがあるわけですので、私たちもそこのところをしっかり認識しながら、今回の3年間を議論しなければいけないのではないかと理解したわけです。

したがって、この次に、今回のように、2015年以降、平成28年以降を検討するときに、これまでよりかなり大きくIP網に近い形に変更していく形を意識しなければいけないのではないか。しかし、これはそう簡単にはできないということが、先般のIP-LRICモデルの検討で、我々も強く痛感しているところでございます。

したがって、今回3年はこのような形でまとめさせていただきましたけれども、次の段階は、大きな変化が起こる可能性があることなので、検討を始めることをできるだけ早く、極端に言うと、これが決定して、平成25年度が始まった途端ぐらいにもう次の平成28年度以降という議論を始めていただく必要があるのではないかということを行政に投げかけているということでございます。

#### ○山内部会長

とにかく急いでやらなければ、時間的になかなか間に合わないのではないかという ことがご趣旨のようですので、ご理解いただければと思います。

他にいかがでしょうか。どうぞ。

○高橋委員 なかなか難しい問題だと思っておりますけれども、今回非常に検討が進ん だことは、よかったと思います。

今後についてですけれども、気になりますのは、き線点RT-GCコストのところ、NTSコストの扱いのところと、東西別接続料の採用についてです。NTSコストは基本料の費用の範囲内で回収すべきだし、東西別接続料の設定は適当としながらも、そうしない理由としてユニバーサルサービス制度に言及しているわけです。

今後の検討で気になりますのは、ユニバーサルサービス制度はユニバーサルサービス制度、LRICはLRICという形で進んでいくことへの懸念です。あちらが変えていないから、こちらも変えないとか、あちらが検討中だから、結論を先送りという

ことにならないように、十分なすり合わせをしてほしいです。

接続料に関しては、直接消費者に影響がないように見えるんですが、最終的には、利用者負担になっていく問題だと思います。ここの記述の中では、やむを得ないと思いますけれども、ユニバーサルサービスの料金が下がってきていることが非常に評価に値するような書き方だと私には読めてしまうんですが、現実には、そうではないですよね。本来は音声電話の中で固定電話と携帯電話等々で負担し合うはずだったものが、最近はマシン・トゥ・マシン、プレーステーションだとか、タブレット端末だとか、いろいろな通信機器に電話番号が付与されて、知らない間にたくさんユニバーサルサービス料を払う結果になっていたりします。単価でなく負担コストでみると、決して安くはなっていないという問題もありますので、国民的なコンセンサスも視野に入れて、両者の検討を進めて、納得のいく結論をできるだけ早く出すべきと思います。

○山内部会長 ありがとうございます。今のは、ご意見として伺うということでよろしいですか。

それでは、ほかにご意見がありませんようでしたら、幾つかご意見をいただきましたけれども、基本的に本報告書についての修正の必要は認められないと思いますので、本報告書を当部会の答申案といたしまして、了承していただきまして、意見招請を行うこととしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

<mark>○山内部会長</mark> ありがとうございます。

それでは、さよう決定することといたします。

# 閉 会

○山内部会長 以上で本日の議題を終了いたしました。委員の皆様から何か特段ご発言はございますでしょうか。あるいは事務局からでも結構ですが。よろしゅうございますか。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。次回の電気通信事業政策部会につきましては、別途決まり次第、事務局からご連絡を願いたいと思います。

それでは以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。